

小樽市介護保険事業者における事故等発生時の報告取扱要綱

第1 目的

この要綱は、介護サービスを提供する市内の事業所において、利用者に対する介護サービスの提供により事故等が発生した場合の事業者から市への報告に関し必要な事項を定めるとともに、事故等の再発防止に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項の居宅サービス、同条第14項の地域密着型サービス、同条第24項の居宅介護支援及び同条第26項の施設サービス並びに第8条の2第1項の介護予防サービス、同条第12項の地域密着型介護予防サービス及び同条第16項の介護予防支援並びに第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業
- (2) 事業所 第1号の介護サービスを提供する事業所又は施設
- (3) 利用者 第1号の介護サービスの提供を受ける者
- (4) 事業者 第2号の事業所を運営する法人等

第3 事故の範囲

市に報告を行う事故の範囲は、次の各号のとおりとする。なお、利用者の送迎、通院等の間における事故を含み、事業者の過失の有無に関わらず報告するものとする。

- (1) 利用者の死亡
- (2) 利用者に対する虐待（不適切な処遇又はその疑いのあるものを含む。）

- (3) 利用者の失踪及び行方不明（行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）第6条第1項の規定により行方不明者に係る届出がなされたものに限る。）
- (4) 利用者が骨折、打撲、裂傷等により、医療機関を受診したもの（施設の勤務医及び配置医の診断を受けた場合を含む。）
- (5) 誤薬、与薬漏れその他の服薬に係る利用者に対する不適切な行為
- (6) 利用者の異食（誤飲及び誤食をいう。）、誤嚥^{えん}及び窒息
- (7) 実施した医療処置に係る利用者の不適切な行為
- (8) 利用者の不法行為
- (9) 利用者の無断外出
- (10) 利用者に対する不法行為その他不適切な会計処理等により利用者に対して不利益を与える行為
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に報告の必要があると認めるもの

第4 事故の報告

事業者は、第3に規定する事故が発生したときは、当該事故が発生した日から5日以内に、当該事故の状況等を、小樽市指定地域密着型サービス事業者等の事故の報告に関する規則（平成25年小樽市規則第16号。以下「事故の報告に関する規則」という。）第4条で定める様式（以下「報告書」という。）により市に報告するものとする。

- 2 事業者は、前項の規定による報告を行った後、当該事故について追加で報告すべき事項が生じたときは、その内容を、報告書により市に報告するものとする。
- 3 事業者は、第1項の規定による報告を行った後、当該事故の原因分析、再発防止策等を、報告書により市に報告するものとする。ただし、同項の規定による報告を行った際、当該報告書に当該事故の原因分析、再発防止策等を

記載したときは、この限りでない。

第5 地域密着型サービス等の特例

第3の事故の範囲及び第4の事故の報告の規定に関わらず、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援及び介護予防支援に係る事故の報告については、事故の報告に関する規則に従うものとする。

第6 感染症等の報告

事業所において、感染症又は食中毒（疑いを含む。）が発生し、次の各号のいずれかに該当するときは、感染症等（疑）発生報告票（様式第1号）及び感染症等（疑）発生報告票一別紙（様式第2号）により速やかに市に報告すること。

なお、感染症等が終息したときは、感染症等終息報告票（様式第3号）により市に報告すること。

- (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- (2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- (3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合

第7 市の対応

市は、事業者から第4及び第6による報告を受けた事故及び感染症等（以下「事故等」という。）について検証し、事故等の再発防止に資するため、当該事故等に係る発生要因や再発防止策などの留意事項について、北海道又は市保健所と連携し他の事業者を提供するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

経過措置

この要綱の施行の際現に改正前の小樽市介護保険事業者における事故等発生時の報告取扱要綱の規定により作成された用紙がある場合は、当分の間、これを使用することができる。